

事務連絡
平成 27 年 6 月 11 日

各医療機関（調剤薬局）様

香川県国民健康保険団体連合会

福祉医療費助成事業現物化にかかる請求について

平素より、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記請求について平成 27 年 8 月 1 日より新たに下記の市町が別紙の公費番号を使用して福祉医療費助成事業を現物給付で行うこととなりました。

つきましては、併用レセプトで現物給付ができる福祉医療費助成事業及び公費負担者番号を別紙に記載していますので、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

なお、実施 4 市町分の周知文書を同封しておりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

ひとり親家庭等医療費助成事業・・・観音寺市・土庄町・三木町・小豆島町
重度心身障害者等医療費助成事業・・・観音寺市・三木町

お問い合わせ先

〒760-0066 高松市福岡町 2-3-2

香川県国民健康保険団体連合会 審査管理課

TEL 087-822-9341

FAX 087-822-7580

(別紙)

併用レセプトで現物給付ができる福祉医療費助成事業及び公費負担者番号等一覧表

乳幼児・子育て支援等医療費助成事業

| 市町名 | 公費負担者番号 | 入院 | 入院外 | 自己負担額 | 食事・生活療養費 | 備考 |
|-------|----------|----|-----|-------|----------|----|
| 高松市 | 80370018 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 高松市 | 81370017 | ○ | × | 無し | × | |
| 丸亀市 | 80370026 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 坂出市 | 80370034 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 善通寺市 | 80370042 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 観音寺市 | 80370059 | ○ | ○ | 無し | × | |
| さぬき市 | 80370067 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 東かがわ市 | 80370075 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 三豊市 | 80370083 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 土庄町 | 80370604 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 三木町 | 80370620 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 直島町 | 80370687 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 直島町 | 81370686 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 宇多津町 | 80370737 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 琴平町 | 80370760 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 多度津町 | 80370778 | ○ | ○ | 無し | × | |
| まんのう町 | 80370893 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 小豆島町 | 80370901 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 綾川町 | 80370919 | ○ | ○ | 無し | × | |

ひとり親家庭等医療費助成事業

| 市町名 | 公費負担者番号 | 入院 | 入院外 | 自己負担額 | 食事・生活療養費 | 備考 |
|------|----------|----|-----|-------|----------|---------------------------------|
| 高松市 | 83370015 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 丸亀市 | 83370023 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 善通寺市 | 83370049 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 観音寺市 | 83370056 | ○ | ○ | 無し | × | 平成27年8月1日より |
| 直島町 | 83370684 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 直島町 | 84370683 | ○ | ○ | 有り | × | 自己負担上限額:入院1,000円、入院外500円、保険薬局0円 |
| 土庄町 | 83370601 | ○ | ○ | 無し | × | 平成27年8月1日より |
| 三木町 | 83370627 | ○ | ○ | 無し | × | 平成27年8月1日より |
| 宇多津町 | 83370734 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 小豆島町 | 83370908 | ○ | ○ | 無し | × | 平成27年8月1日より |

重度心身障害者等医療費助成事業

| 市町名 | 公費負担者番号 | 入院 | 入院外 | 自己負担額 | 食事・生活療養費 | 備考 |
|------|----------|----|-----|-------|----------|---------------------------------|
| 高松市 | 86370012 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 観音寺市 | 86370053 | ○ | ○ | 無し | × | 平成27年8月1日より |
| 直島町 | 86370681 | ○ | ○ | 無し | × | |
| 直島町 | 87370680 | ○ | ○ | 有り | × | 自己負担上限額:入院1,000円、入院外500円、保険薬局0円 |
| 三木町 | 86370624 | ○ | ○ | 無し | × | 平成27年8月1日より |
| 宇多津町 | 86370731 | ○ | ○ | 無し | × | |

※平成27年8月1日現在。

※併用レセプトで請求できる採択は、医科・歯科・調剤・訪問看護です。

※併用レセプトで請求できる医療保険者は、後期高齢者医療を除く全ての医療保険者です。

27 観健第134号

平成27年 6月 1日

各医療機関・調剤薬局・訪問看護ステーション 御中

観音寺市長 白川 晴司

観音寺市子ども医療費（児童生徒）助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、重度心身障害者等医療費助成制度の改正について（お知らせ）

平素は観音寺市行政に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

観音寺市では、この度「子ども医療費（児童生徒）助成制度」「ひとり親家庭等医療費助成制度」「重度心身障害者等医療費助成制度」を改正し、平成27年8月1日より実施することになりました。

今回の改正点は、平成27年8月診療分より公費負担番号による併用レセプトの導入を予定するものです。

従来は観音寺市内医療機関におかれましては、市所定の様式「医療費請求書」での請求、市外医療機関におかれましては、受給者立替払いの後「医療費支給申請書」への証明をお願いしておりましたが、この度、県下全域で併用レセプトでの請求としていただきますよう、ご協力をお願いします。

受給対象者には、8月の受給資格者証更新時に公費負担者番号が入った新しい受給者証を郵送いたします。

なお、「後期高齢者医療制度」につきましては、従来の取扱いを継続してお願いいたします。

窓口受付の際には、健康保険被保険者証と共に受給資格者証をご確認くださいませよう、重ねてお願い申し上げます。

お問合せ先

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市役所 健康福祉部健康増進課

TEL : 0875-23-3927

FAX : 0875-25-5900

平成 27 年 8 月 1 日診療分より

観音寺市子ども医療費(児童生徒)助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、重度心身障害者等医療費助成制度が変わります

●平成 27 年 8 月診療分から、併用レセプトでご請求ください

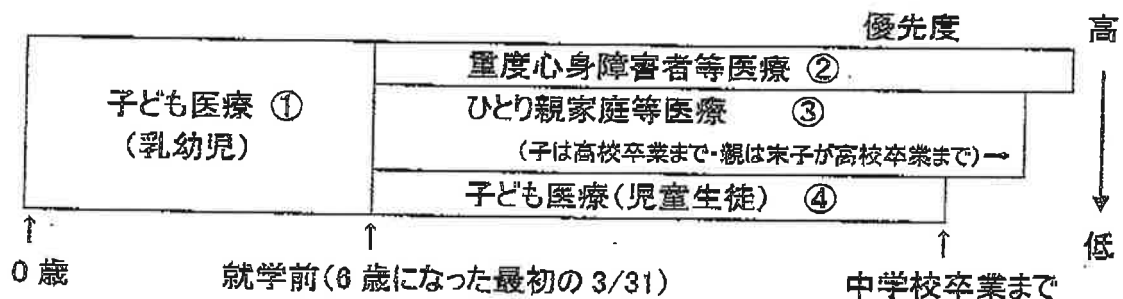
●請求について

- ・平成 27 年 8 月 1 日診療分から併用レセプトで審査支払機関へご請求ください。
- ・観音寺市の「子ども医療(児童生徒)」の公費負担者番号は乳幼児と同じ
「80370059」です。
- ・観音寺市の「ひとり親家庭等医療」の公費負担者番号は「83370056」です。
- ・観音寺市の「重度心身障害者等医療」の公費負担者番号は「86370053」です。
- ・従来の受給資格者番号の変更はありません。

●観音寺市の福祉医療の優先順位

- ・出生・転入の日から満 6 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日(就学前)までの乳幼児は、すべて「子ども医療」です。—①
- ・①の期間が終了した翌日(満 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日)からの福祉医療の優先順位は次のとおりです。

重度心身障害者等医療② → ひとり親家庭等医療③ → 子ども医療④



「子ども医療④」を受給中に、「ひとり親家庭等医療」の資格を持った児童は、「子ども医療」の資格を喪失し、「ひとり親家庭等医療③」を新たに取得します。

また、逆に、「ひとり親家庭等医療③」受給中に、親が「ひとり親家庭等医療」の資格を喪失した中学校卒業までの児童は「子ども医療④」を新たに取得します。



ご注意ください

受給資格者証の資格が月の途中で違う可能性があります。当市も受給資格者証の確実な回収に努めますが、医療機関におかれましても受診時に受給資格者証の確認をお願いします。

ひとり親家庭等医療の新しい受給資格者証(色は紫色です)

| ㊦ 受給資格者証 | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|---|---|---|---|---|---|---|--|--|-----------|---|---|
| 公費負担者番号 | 8 | 3 | 3 | 7 | 0 | 0 | 5 | 6 | | | | | |
| 受給資格者番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | | | |
| 住所 | 観音寺市坂本町1丁目1番1号 | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | 観音寺 太郎 | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | | | | | | | | | | | 男 | |
| 有効期間 | | | | | | | | | | | | | |
| 加入保険 | 被保険者氏名 | | | | | | | | | | | | |
| | 保険者等 の名称 | | | | | | | | | | | | |
| | 被保険者証 番号 | | | | | | | | | | | | |
| 上記の者は、観音寺市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例により医療費の一部を観音寺市が助成する者であることを証明する。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 年 | 月 | 日 |
| | | | | | | | | | | | 香川県観音寺市 ㊦ | | |

重度心身障害者等医療の新しい受給資格者証(色はオレンジ色です)

| ㊦ 受給資格者証 | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|---|---|---|---|---|---|---|--|--|-----------|---|---|
| 公費負担者番号 | 8 | 6 | 3 | 7 | 0 | 0 | 5 | 3 | | | | | |
| 受給資格者番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | | | |
| 住所 | 観音寺市坂本町1丁目1番1号 | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | 観音寺 太郎 | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | | | | | | | | | | | 男 | |
| 有効期間 | | | | | | | | | | | | | |
| 加入保険 | 被保険者氏名 | | | | | | | | | | | | |
| | 保険者等 の名称 | | | | | | | | | | | | |
| | 被保険者証 番号 | | | | | | | | | | | | |
| 上記の者は、観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例により医療費の一部を観音寺市が助成する者であることを証明する。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 年 | 月 | 日 |
| | | | | | | | | | | | 香川県観音寺市 ㊦ | | |

平成27年6月1日

各医療機関・調剤薬局・訪問看護ステーション 御中

土庄町長 三枝邦彦
(公印省略)小豆島町長 塩田幸雄
(公印省略)

土庄町・小豆島町ひとり親家庭等医療費支給事業について (お知らせ)

日頃より、土庄町・小豆島町福祉行政に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

土庄町・小豆島町では、この度「ひとり親家庭等医療費支給事業」につきまして、香川県内において平成27年8月1日から併用レセプトによる現物給付方式とすることになりました。

つきましては、平成27年8月診療分から、ひとり親家庭等医療費受給資格者証を提示した受給者の保険診療等について、併用レセプトにより審査支払機関へ医療費の請求をしていただきたく存じます。

なお、詳細については、裏面をご参照いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

〒761-4192 土庄町甲 559-2

土庄町福祉課 社会福祉係 ☎0879-62-7002

〒761-4492 小豆島町安田甲 144-90

小豆島町健康づくり福祉課 地域福祉係 ☎0879-82-7038

**平成27年8月1日から
土庄町・小豆島町ひとり親家庭等医療費支給事業が変わります。**

1. 保険診療分の請求について

- ・平成27年8月診療分から、併用レセプトで審査支払機関へご請求ください。
- ・公費負担者番号は、それぞれ次のとおりです。

土庄町「83370601」、小豆島町「83370908」

- ・従来の受給者番号は変更になります。新たに付番しますのでご注意ください。

2. 受給資格者証について

受給資格者には、次のような受給資格者証を交付します。窓口受付の際には、健康保険被保険者証と合わせてご確認ください。受給資格者証の提示がない場合は、本人に自己負担分の支払いを請求してください。(償還払いとします。)

【土庄町】

| | |
|------------------------------|-----------------|
| ㊦ 受給資格者証 (ひとり親家庭等) | |
| 公費負担者番号 | 8 3 3 7 0 6 0 1 |
| 受給者番号 | / / / / / / / / |
| 受給資格者氏名 | |
| 生年月日 | |
| 住 所 | |
| 有効期限 | ～ |
| 被保険者氏名 | |
| 保険の種類 | |
| 発行機関名 | 香川県小豆郡土庄町長 |

【小豆島町】

| | |
|------------------------------|-----------------|
| ㊦ 受給資格者証 (ひとり親家庭等) | |
| 公費負担者番号 | 8 3 3 7 0 9 0 8 |
| 受給者番号 | / / / / / / / / |
| 受給資格者氏名 | |
| 生年月日 | |
| 住 所 | |
| 有効期限 | ～ |
| 被保険者氏名 | |
| 保険の種類 | |
| 発行機関名 | 香川県小豆郡小豆島町長 |

3. 他の公費負担医療費等との関係

(1) 土庄町・小豆島町の福祉医療の優先順位は、次のとおりです。

- ・出生・転入の日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日(就学前)までの乳幼児は、すべて「子ども医療」です。——①
- ・①の期間が終了した翌日(満6歳に達した日以後の最初の4月1日)から福祉医療の優先順位は、次のとおりです。

②重度心身障害者等医療 → ③ひとり親家庭等医療 → ④子ども医療

※「子ども医療④」を受給中に、「重度心身障害者等医療」、「ひとり親家庭等医療」の資格をもった子どもは、「子ども医療」の資格を喪失し、新たに「重度心身障害者等医療②」、「ひとり親家庭等医療③」を取得します。

(2) 自立支援(育成)、養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業などの国の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先されます。

(3) 災害共済給付(独立行政法人日本スポーツセンター)

災害共済給付制度に加入している児童が、小中学校の管理下における負傷、疾病、障害等を負った場合は、日本スポーツ振興センターからの災害共済給付が優先されます。

必ず学校での怪我がどうか確認お願いいたします。

平27発三第02030号

平成27年6月11日

各 医療機関、調剤薬局
訪問看護ステーション 御中

三木町長 筒井 敏行
(公印省略)

三木町ひとり親家庭、重度心身障害者等医療費助成制度の変更について (お知らせ)

平素は、三木町福祉行政に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三木町ではこの度「三木町ひとり親家庭等医療費支給制度」および「三木町重度心身障害者等医療費支給制度」を「三木町医療費助成制度」に統合し、本年8月1日より併用レセプト化による県内現物給付を実施することになりました。

従来は受給者立替払いの後、「支給申請書」への証明をお願いしておりましたが、このたび平成27年8月診療分より、「子育て支援医療」と同様、「三木町医療費受給資格者証」を提示したものの保険診療等について、併用レセプトにより審査支払機関へ医療費の請求をしていただきますよう、ご協力をお願いします。

受給対象者には、8月の医療費受給資格者証切り替え時に公費負担者番号が入った新しい受給資格者証を郵送いたします。今回の制度改正に伴い、現行のひとり親家庭、重度心身障害者等受給資格者証の受給者番号は変更しますので、ご注意ください。

窓口受付の際には、健康保険被保険者証と共に受給資格者証の有効期間等をご確認ください。お願いします。

なお、詳細については別添文章をご参照いただき、本町福祉医療費助成の取扱いにご協力いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

〒761-0692

木田郡三木町大字氷上310番地

三木町役場 健康福祉課・まんがが子ども課

三木町医療費助成担当

Tel 087-891-3304 (内線120) 小倉

Tel 087-891-3322 (内線185) 細川

Fax 087-898-1994

平成27年8月1日診療分より

三木町ひとり親家庭・重度心身障害者等医療費助成制度が変わります

●変更の概要

・三木町では現在、子育て支援医療費について併用レセプトを用いた現物給付を香川県内全域で実施していますが、平成27年8月診療分から子育て支援医療同様に「ひとり親家庭等医療」及び「重度心身障害者等医療」についても併用レセプトを用いた現物給付を県内全域で行うことになりました。

後期高齢者医療制度等該当者については併用レセプトによる取り扱いをいたしません。

●保険診療分の請求について

・平成27年8月1日診療分から、「子育て支援医療」「ひとり親家庭等医療」、「重度心身障害者等医療」すべて香川県社会保険診療報酬支払基金及び香川県国民健康保険団体連合会に審査・支払事務を委託しますので、子育て支援医療と同様に保険診療分の請求と併せて、併用レセプトにて審査支払機関等へ保険診療にかかる医療費をご請求ください。

・併用レセプトによる請求方法につきましては香川県社会保険診療報酬支払基金及び香川県国民健康保険団体連合会からの資料を参考にしてください。

・8月診療分から使用する「受給資格者証」は三木町の公費負担番号と医療証番号を併記しています。公費負担者番号は医療の種類により異なります。

| 医療証の種類 | 公費負担者番号 |
|------------|----------|
| 子育て支援医療 | 80370620 |
| ひとり親家庭等医療 | 83370627 |
| 重度心身障害者等医療 | 86370624 |

・ひとり親家庭等医療・重度心身障害者等医療については従来の受給者番号は変更になります。新たに付番しますので、ご注意ください。

●三木町の受給資格者証

○のなかには、

子育て支援医療は「子」

重度心身障害者は「重」

ひとり親家庭等医療は「ひ」 が記入されます。

| | | | |
|---|-------------|--------------|-----|
| ○ | | 三木町医療費受給資格者証 | |
| | | | |
| | | 受給者番号 | |
| 受給資格者 | 氏名 | | |
| | 生年月日 | 年 | 月 日 |
| | 住所 | | |
| 対象者(子ども) | 氏名 | | |
| | 生年月日 | 年 | 月 日 |
| | 住所 | | |
| 加入保険 | 保険者等 の名称 | | |
| | 被保険者 証番号 | | |
| 有効期間 | | | |
| <p>上記の者は、三木町医療費助成条例により、医療費の一部を三木町が助成する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">木田郡三木町長 印</p> | | | |

●三木町医療費受給資格者証の提示について周知

受給者には、受診する場合は、「三木町医療費受給資格者証」を被保険者証に添えて提示するように周知します。

●他の公費負担医療費等との関係

これまでの医療費助成制度と変更はありません。

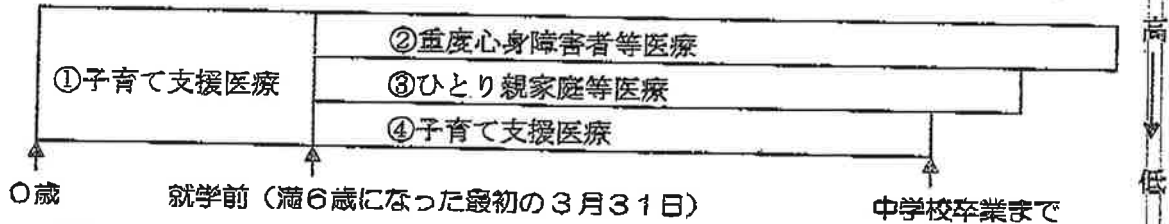
- ・自立支援(育成)医療、養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業などの国の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先適用されます。
- ・災害共済給付(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
同給付制度に加入している子どもが幼稚園・保育所・小中学校の管理下における負傷・疾病・障害等を負った場合は、同センターからの災害共済給付が優先されます。

●三木町の医療助成の優先順位

・誕生日・転入の日から満6歳に達した日以降の最初の3月31日（就学前）までの乳幼児はすべて「子育て支援医療」です。①

・①の期間が終了した翌日（満6歳に達した日以後の最初の4月1日）からの医療助成の優先順位は次のとおりです。

②重度心身障害者医療→③ひとり親家庭等医療→④子育て支援医療



「④子育て支援医療」を受給中に、「ひとり親家庭等医療」の資格を持った児童は、「子育て支援医療」の資格を喪失し、「③ひとり親家庭等医療」を新たに取得します。逆に、「③ひとり親家庭等医療」を受給中に、親が「ひとり親家庭等医療」の資格を喪失した中学校卒業までの児童は「子育て支援医療④」を新たに取得します。

◎ご注意ください◎

医療証の資格が月の途中で違う可能性があります。本町も医療証の確実な回収に努めますが、医療機関におかれましても受診時の医療証の確認をお願いします。